

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)の改正内容(トラック)について

厚生労働省 福岡労働局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1．改善基準告示について
- 2．改正の背景について
- 3．改正の検討状況について
- 4．改正の内容について
- 5．36協定について

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）

- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

（中身を伴う改正：平成9年改正が最後）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

主な内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】：（1か月）トラック…293時間、バス…4週平均1週65時間、タクシー…299時間（1日）トラック・バス・タクシー…原則1日13時間（最大16時間）
- 休息期間【勤務と勤務の間の時間】：原則として継続8時間以上
- 運転時間：トラック…2日平均1日9時間 / 2週間平均1週44時間、バス…2日平均1日9時間 / 4週間平均1週40時間
- 連続運転時間：トラック・バス…4時間以内

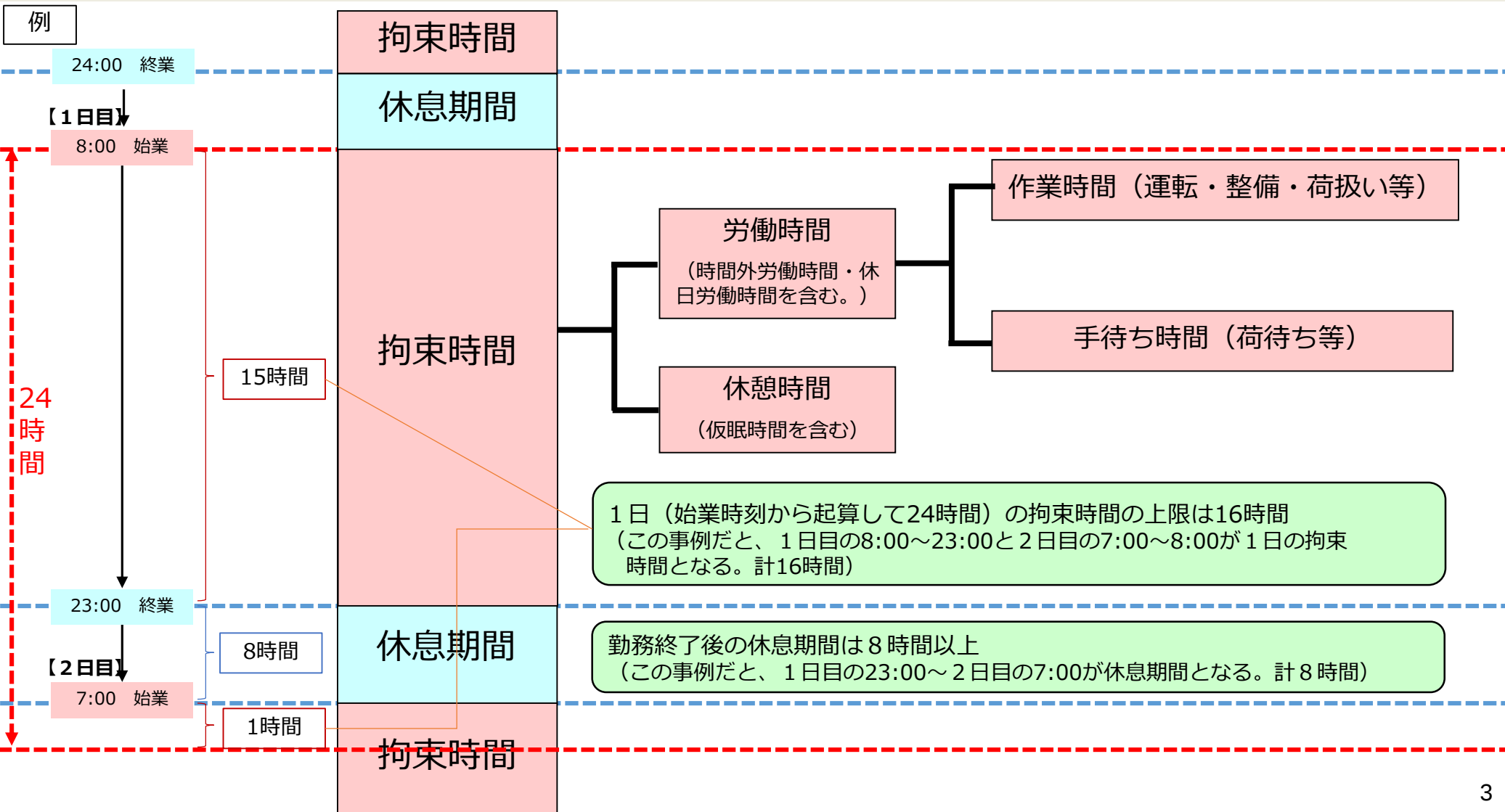
※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施行

労働基準監督署	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導 （令和3年 自動車運転者を使用する事業場への監督指導…3,770件 改善基準告示違反率…53.3%）
国土交通省との連携	① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

拘束時間と休息期間について

- ▶ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の検討状況について
- 4 . 改正の内容について
- 5 . 3 6 協定について

自動車運転者の基礎統計

- ▶ トラック運転者は、全産業平均と比べ、年齢が高い傾向にある。
- ▶ トラック運転者は、全産業平均と比べ、実労働時間数が長い傾向にある。
- ▶ トラック運転者は、全産業平均と比べ、所定内給与額が低い傾向にある。

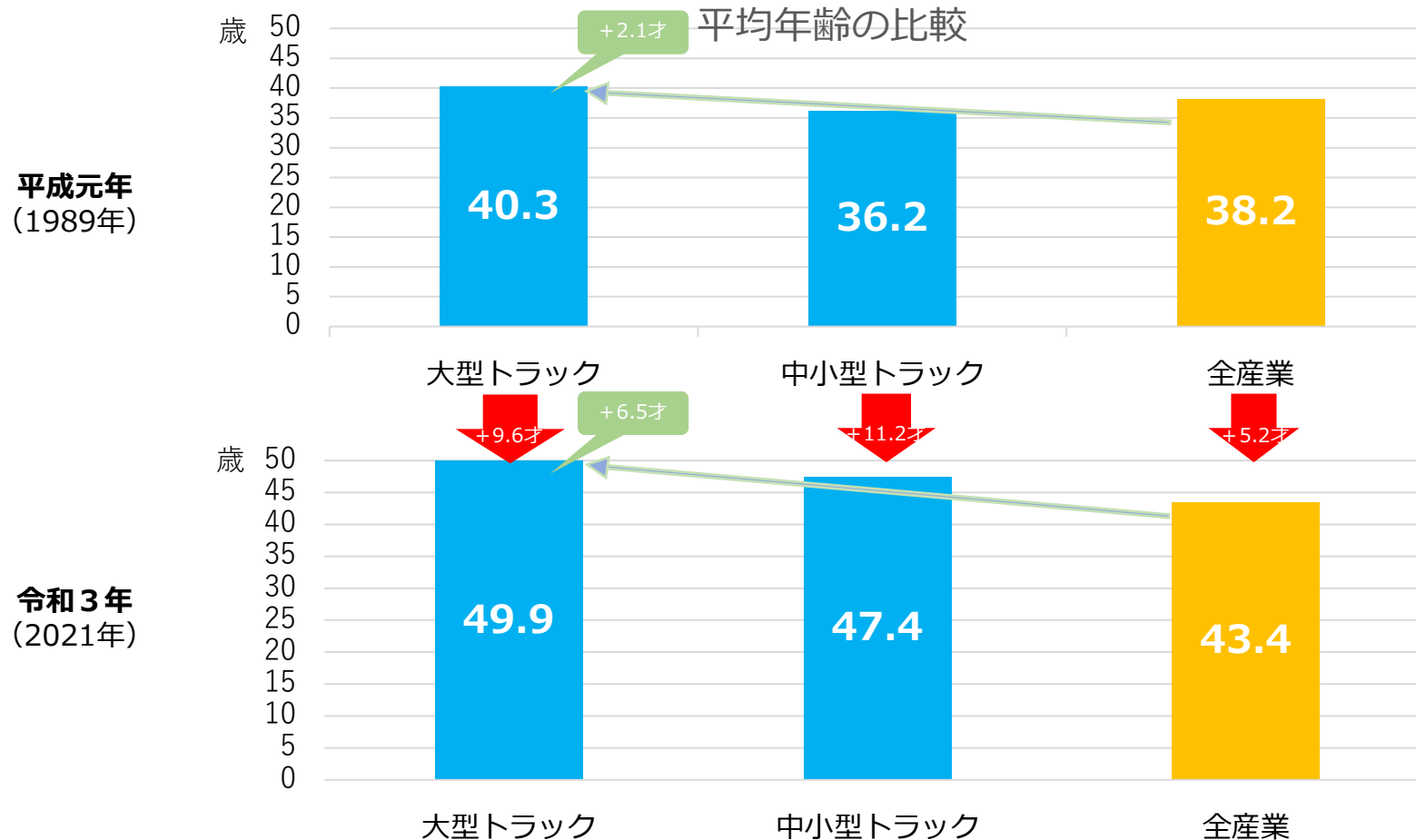
(「令和3年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)を加工して作成)

		年齢	勤続年数	実労働時間数	所定内給与額 (月額) (千円単位切り捨て) (賞与等含まず)
全産業平均		43.4歳	12.3年	175時間	30万円
トラック	大型	49.9歳	12.1年	212時間	28万円
	中小型	47.4歳	10.9年	207時間	26万円
タクシー		60.7歳	10.5年	176時間	20万円
バス		53.0歳	11.7年	186時間	23万円

※10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所

トラック運転者の平均年齢の推移

- ▶ 平成元年（1989年）に比べ、令和3年（2021年）は全体的に平均年齢が上昇している。
- ▶ トラック運転者は、全産業平均と比べ、令和3年（2021年）の平均年齢の上昇幅が大きい。



(※) 平成元年（1989年）の「大型トラック」、「中小型トラック」はそれぞれ「平成元年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）における「営業用大型貨物自動車運転者（男）」、「営業用普通・小型貨物自動車運転者（男）」の数値
令和3年（2021年）の「大型トラック」、「中小型トラック」はそれぞれ「令和3年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）における「営業用大型貨物自動車運転者」、「営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）」の数値

脳・心臓疾患の業種別・職種別支給決定件数

令和3年度の脳・心臓疾患の支給決定件数に占める道路貨物運送業の割合は32.5%、貨物自動車運転者の割合は30.8%であり、業種別・職種別でそれぞれ最も高かった。
(厚生労働省調べ)

【令和3年度】（2021年度）

○ 業種別

	脳・心臓疾患
道路貨物運送業	32.5% (56件)
道路旅客運送業	0% (0件)
全業種	100% (172件)

【令和2年度】（2020年度）

	脳・心臓疾患
道路貨物運送業	28.3% (55件)
道路旅客運送業	1.0% (2件)
全業種	100% (194件)

【平成21年度】（2009年度）

※ 平成21年度より中分類を集計

	脳・心臓疾患
道路貨物運送業	22.1% (65件)
道路旅客運送業	6.4% (19件)
全業種	100% (293件)

+4.2

-1.0

+6.2

-5.4

○ 職種別

	脳・心臓疾患
貨物自動車運転者	30.8% (53件)
乗用自動車運転者	0% (0件)
バス運転者	0% (0件)
全職種	100% (172件)

	脳・心臓疾患
貨物自動車運転者	27.3% (53件)
乗用自動車運転者	1.0% (2件)
バス運転者	0.5% (1件)
全職種	100% (194件)

	脳・心臓疾患
貨物自動車運転者	22.1% (65件)
乗用自動車運転者	5.1% (15件)
バス運転者	0.6% (2件)
全職種	100% (293件)

+3.5

-1.5

+5.2

-4.2

脳・心臓疾患の労災認定基準

- ▶ 脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間～6か月間に、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

1

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

労働時間

発症前1か月間に100時間
または
2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷要因

業務と発症との関連が強いと評価

2

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、赤字の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因

勤務時間の不規則性

拘束時間の長い勤務

休日のない連続勤務

勤務間インターバルが短い勤務

※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます

不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務

事業場外における移動を伴う業務

出張の多い業務

その他事業場外における移動を伴う業務

心理的負荷を伴う業務

※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました

身体的負荷を伴う業務

作業環境

※長期間の過重業務では付加的に評価

温度環境

騒音

勤務間インターバルの短い勤務

- ▶ 脳・心臓疾患の労災認定基準において、長期間の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。

（「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和3年9月14日基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達）より抜粋）

勤務間インターバルが短い勤務

- ▶ 勤務間インターバルとは、終業から始業までの時間をいう。
- ▶ 勤務間インターバルが短い勤務については、その程度（時間数、頻度、連続性等）や業務内容等の観点から検討し、評価すること。
- ▶ なお、長時間の過重業務の判断に当たっては、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。

脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の評価

（「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和３年７月）」（厚生労働省）より抜粋）

労働者の１日の生活時間と睡眠時間、労働時間との関係

- ▶ 日本の有業者の平均的な生活時間を調査した平成28年の社会生活基本調査（図４－５）によると、15歳以上の有業者の平日の睡眠時間は7.2時間、仕事時間は8.1時間、食事、身の回りの用事、通勤等の生活に必要な時間（食事等の時間）は5.3時間となっている。
- ▶ これを前提とすると、現時点においても、１日６時間程度の睡眠が確保できない状態は、１日の労働時間８時間を超え、４時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが１か月継続した状態は、おおむね80時間（※１）を超える時間外労働が想定される。
- ▶ また、１日５時間程度の睡眠が確保できない状態は、１日の労働時間８時間を超え、５時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが１か月継続した状態は、おおむね100時間（※２）を超える時間外労働が想定される。

（※１）24時間から、生活を営む上で必要な睡眠（６時間）・食事等・仕事（法定労働時間８時間及び法定休憩時間１時間）を引いた時間数に１か月の平均勤務日数21.7日を乗じた概数。

（※２）前記の睡眠を５時間として同様に算出した概数。

<平成28年社会生活基本調査>

（男女、15歳以上、有業者（主に仕事）、平日）

睡眠 7.2	食事等 5.3	仕事 8.1	余暇 3.4
--------	------------	-----------	-----------

（注）１ 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。

２ 余暇は、趣味・娯楽、休養・くつろぎ等の時間である。

図４－５ 労働者の１日の生活時間

休息期間と睡眠時間

- ▶ 「休息期間が8時間未満」と回答した自動車運転者のうち、最も高い割合は、「睡眠時間5時間未満」であった。
- ▶ 「休息期間が8時間以上～11時間未満」と回答した自動車運転者のうち、最も高い割合は、「睡眠時間6時間以上7時間未満」であった。
- ▶ 「休息期間が11時間以上」と回答した自動車運転者のうち、最も高い割合は、「睡眠時間7時間以上8時間未満」であった。

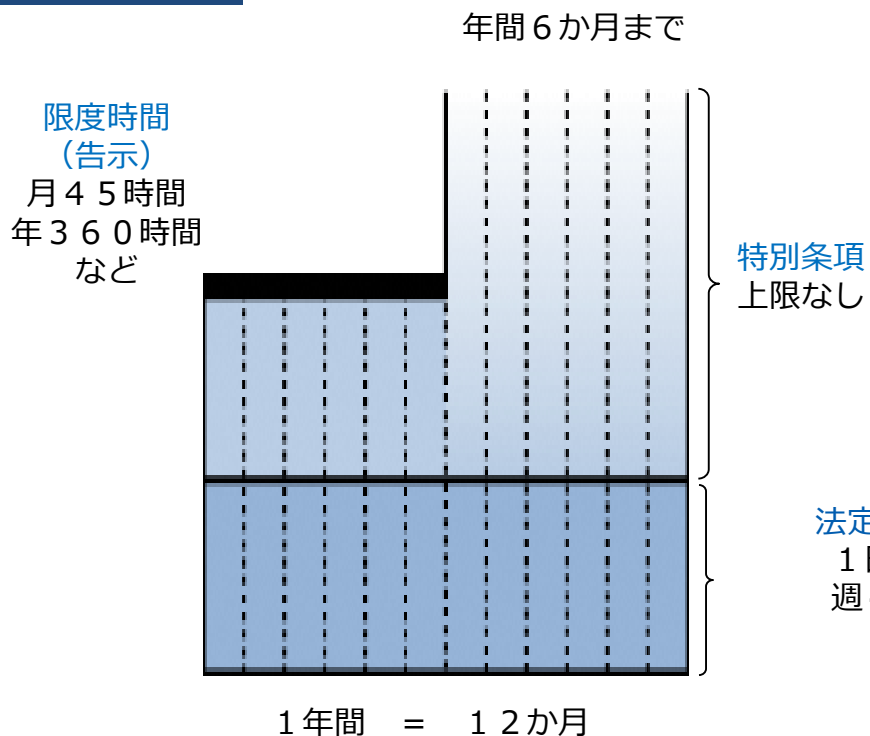
(令和3年度「トラック運転車の労働時間等に係る実態調査事業報告書」(厚生労働省)を加工して作成)

(令和3年度)		睡眠時間							
		全体 (N)	5時間未満	5時間以上6時間未満 (%)	6時間以上7時間未満 (%)	7時間以上8時間未満 (%)	8時間以上9時間未満 (%)	9時間以上 (%)	無回答 (%)
休息期間		1712	196	216	478	366	280	60	116
全体	8時間未満	226	52.7	17.3	8.8	0.4	-	-	20.8
	8時間以上9時間未満	282	11.7	30.1	45.4	9.9	1.8	-	1.1
	9時間以上10時間未満	153	3.3	20.9	46.4	24.2	4.6	-	0.7
	10時間以上11時間未満	226	2.7	6.2	41.2	30.5	16.8	0.9	1.8
	11時間以上	635	2.5	4.4	21.4	32.8	31.2	6.9	0.8
	無回答	190	8.9	9.5	15.8	12.1	16.8	7.4	29.5

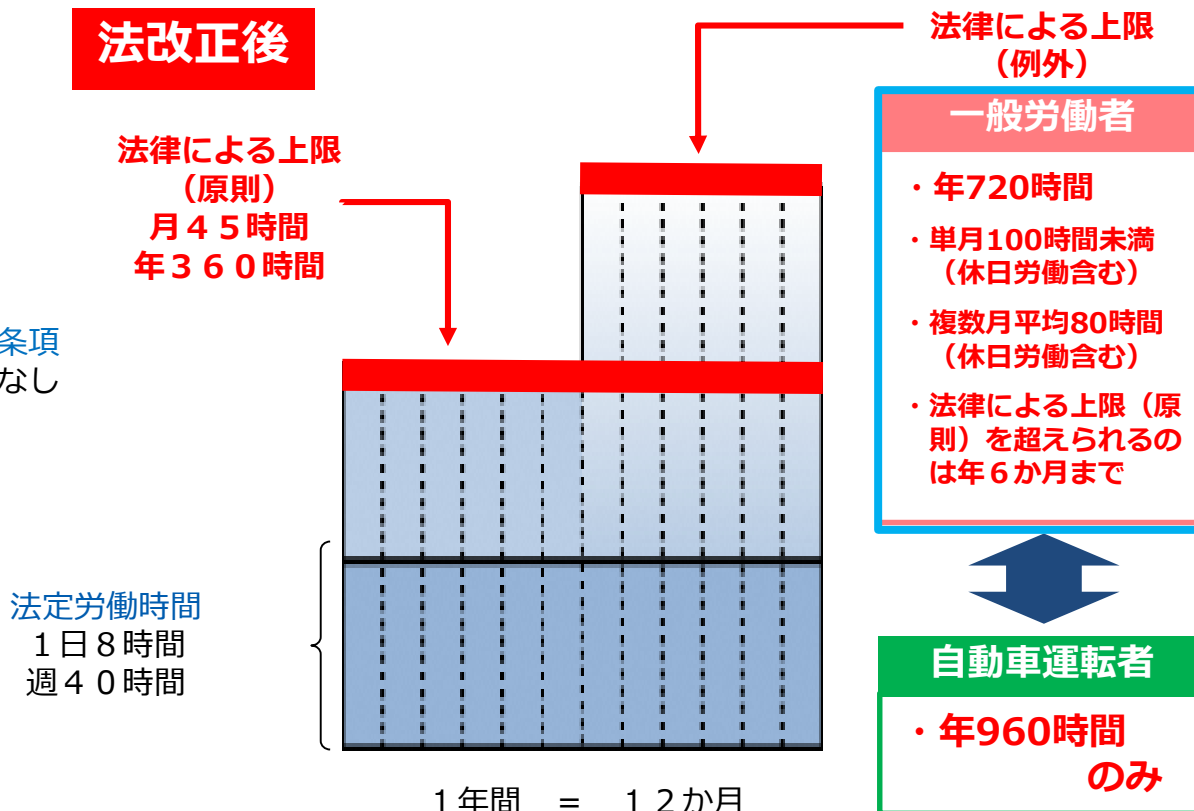
時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度
- ▶ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。
- ▶ 自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
- ▶ 自動車運転業務従事者への上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要がある。

法改正前



法改正後



適用猶予業種における時間外労働の上限規制

- ▶ 自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。
 - ▶ 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上旬（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。
- ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	—	—	—	45	—
	45時間超は6月まで	適用あり	—	—	—	適用あり	—
	単月上旬（※）	100	—	—	—	—	—
	複数月平均上限（※）	80	—	—	—	—	—
年	限度時間（原則）	360	—	—	—	360	—
	上限	720	—	—	—	720	—

一般則

【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	45	45	45	45	—
	45時間超は6月まで	適用あり	—	適用あり	—	適用あり	—
	単月上旬（※）	100	—	100 (注1)	100 (注2)	100	—
	複数月平均上限（※）	80	—	80 (注1)	—	80	—
年	限度時間（原則）	360	360	360	360	360	—
	上限	720	960	720	960 (※)(注3) 1,860 (※)(注4)	720	—

適用が少ない分を改善
基準告示が補完

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上旬100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となるが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。
面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

働き方改革関連法の国会附帯決議事項

附帯決議において、過労死等防止の観点から見直すよう求められているところ。

(下線及び赤字は労働基準局監督課)

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年 6 月28日）

- 七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。
- 八、自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年 5 月25日）

- 二、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の検討状況について
- 4 . 改正の内容について
- 5 . 3 6 協定について

自動車運転者 改善基準 見直しの検討状況

- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、自動車運転者について、その業務の特性を踏まえ、一律に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間等の基準を定めたもの。
- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により2024年4月から罰則付の時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されること等から、労働政策審議会の下に「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置し、

議論を進めてきた。

- 令和元年11月 : 労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

- 令和3年4月 : 専門委員会の下に、「業態別作業部会」を設置

 タクシー部会
計6回議論（令和3年度）

 バス部会
計6回議論（令和3年度）

 トラック部会

- 令和4年3月 : 専門委員会 中間とりまとめ（タクシー、バス）

- ・ 5/19（第5回）、6/14（第6回）、7/20（第7回）、8/18（第8回）、9/2（第9回）：作業部会開催
- ・ 9/8：第10回トラック作業部会（トラックとりまとめ）

- **令和4年9月27日** : **専門委員会 最終とりまとめ（ハイヤー・タクシー、トラック、バス）**

- **令和4年12月** : **改善基準告示 改正**

→ 改善基準告示改正後、労働基準監督署による荷主への「要請」、関係者への「周知」を速やかに実施

- **令和6年4月** : **年960時間の上限規制、改善基準告示 適用**

自動車運転者労働時間等専門委員会 委員名簿

令和4年1月4日時点

	ハイヤー・タクシー 作業部会	バス作業部会	トラック作業部会
公益 代表	両角 道代 ※ 慶應義塾大学 法務研究科教授	川田 琢之 ※ 筑波大学ビジネスサイエンス系教授	藤村 博之 ※ 法政大学大学院 イノベーション・マネジメント研究科教授
	寺田 一薫 東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科教授	小田切 優子 東京医科大学公衆衛生学分野講師	首藤 若菜 立教大学経済学部教授
労働者 代表	久松 勇治 日本私鉄労働組合総連合会 社会保障対策局長	池之谷 潤 日本私鉄労働組合総連合会 中央副執行委員長	貫 正和 全国交通運輸労働組合総連合 トラック部会事務局長
	松永 次央 全国自動車交通労働組合連合会 書記長	鎌田 佳伸 全国交通運輸労働組合総連合 軌道・バス部会事務局長	世永 正伸 ※ 全日本運輸産業労働組合連合会 中央副執行委員長
使用者 代表	清水 始 西新井相互自動車株式会社 代表取締役社長	齋藤 隆 京成バス株式会社 取締役社長	加藤 憲治 日本通運株式会社取締役執行役員
	武居 利春 昭栄自動車株式会社 代表取締役	金井 応季 東武バスウエスト株式会社 取締役社長	馬渡 雅敏 松浦通運株式会社代表取締役

※ 労働条件分科会 委員

- 1．改善基準告示について
- 2．改正の背景について
- 3．改正の検討状況について
- 4．改正の内容について
- 5．36協定について

1 か月の拘束時間

現行

- ▶ 拘束時間は、1 か月について 2 9 3 時間 を超えないものとする。
- ▶ ただし、労使協定があるときは、1 年のうち 6 か月までは、1 年間についての総拘束時間が 3, 5 1 6 時間 を超えない範囲内において、1 か月の拘束時間を 3 2 0 時間 まで延長することができる。

$$293 \text{ 時間} \times 12 \text{ 月} = 3,516 \text{ 時間}$$

見直し後

【原則】

- ▶ 拘束時間は、年間の総拘束時間が 3, 3 0 0 時間、かつ、1 か月の拘束時間が 2 8 4 時間 を超えないものとする。

【例外】

- ▶ ただし、労使協定により、年間 6 か月までは、年間の総拘束時間が 3, 4 0 0 時間 を超えない範囲内において、1 か月の拘束時間を 3 1 0 時間 まで延長することができるものとする。この場合において、1 か月の拘束時間が 2 8 4 時間を超える月が 3 か月を超えて連続しないもの とし、1 か月の時間外・休日労働時間数が 1 0 0 時間未満 となるよう努めるものとする。

【1 か月あたりの拘束時間について】

法定労働時間、労働した場合の 1 か月あたりの拘束時間は

1 年間の法定労働時間：4 0 時間 × 5 2 週 = 2, 0 8 0 時間

1 年間の休憩時間：1 時間 × 5 日 × 5 2 週 = 2 6 0 時間

(2, 0 8 0 時間 + 2 6 0 時間) ÷ 1 2 か月 = 1 9 5 時間

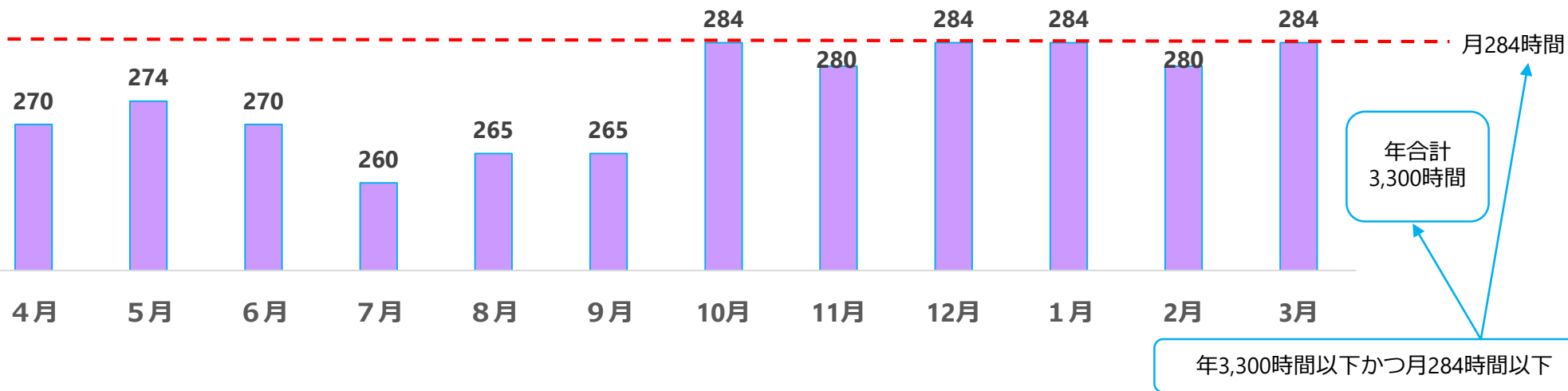
3, 3 0 0 時間 ÷ 1 2 か月 = 2 7 5 時間

2 7 5 時間 - 1 9 5 時間 = 8 0 時間

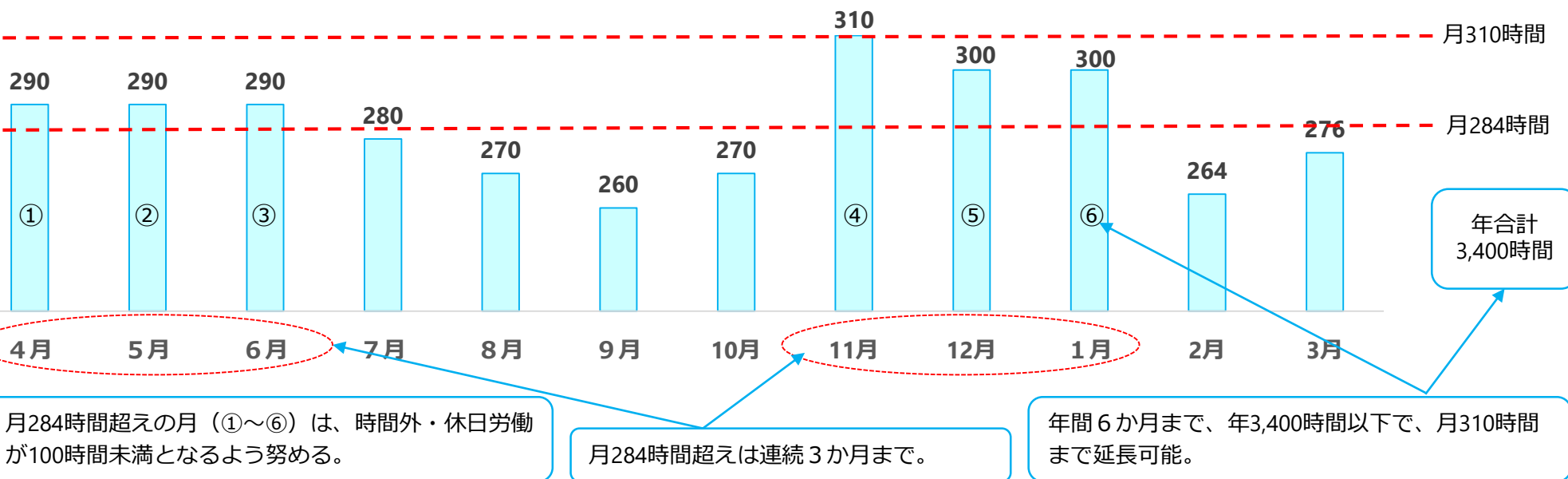
※この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。

見直しの内容（1か月の拘束時間）

【例1】（1か月の拘束時間の原則）



【例2】（1か月の拘束時間の例外） ※労使協定の締結が必要



1日の拘束時間

現行

- ▶ 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は16時間とする。
この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

運転者が所属事業場を出発して帰着するまでの走行距離が450km以上の貨物運送

見直し後

【原則】

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間とする。

【例外】

- ② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。
- ③ ①②の場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数（※）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

（※）通達において、「1週間について2回以内」を目安として示すこととする。

1日の休息期間

現行

- ▶ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

見直し後

【原則】

- ① 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

【例外】

- ② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送(※1)であり、かつ、一の運行(※2)における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする(※3)。

※1

一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。

※2

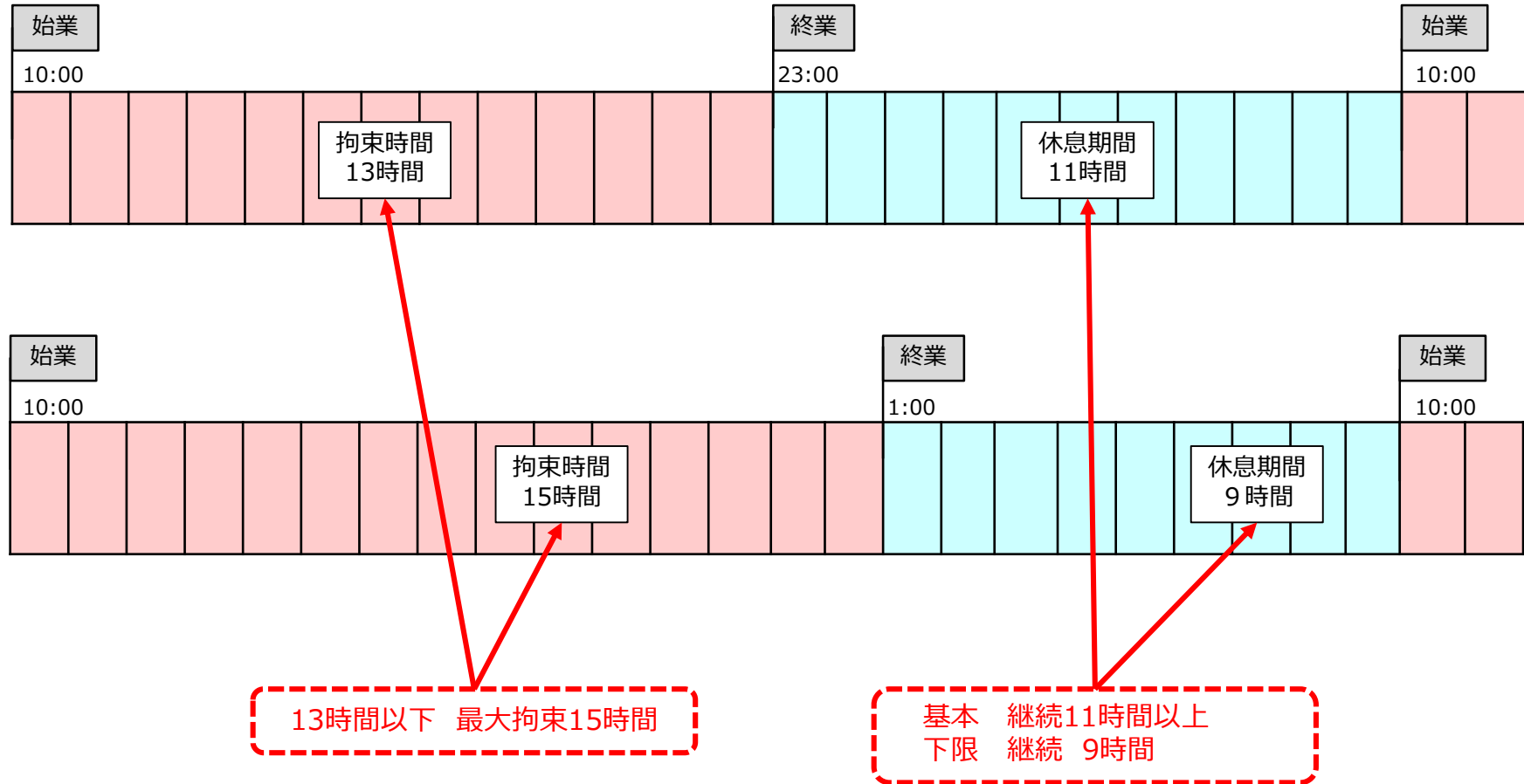
自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。

※3

一の運行における休息期間のいずれかが9時間を下回る場合には、当該一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

見直しの内容（1日の拘束時間・休息期間の原則）

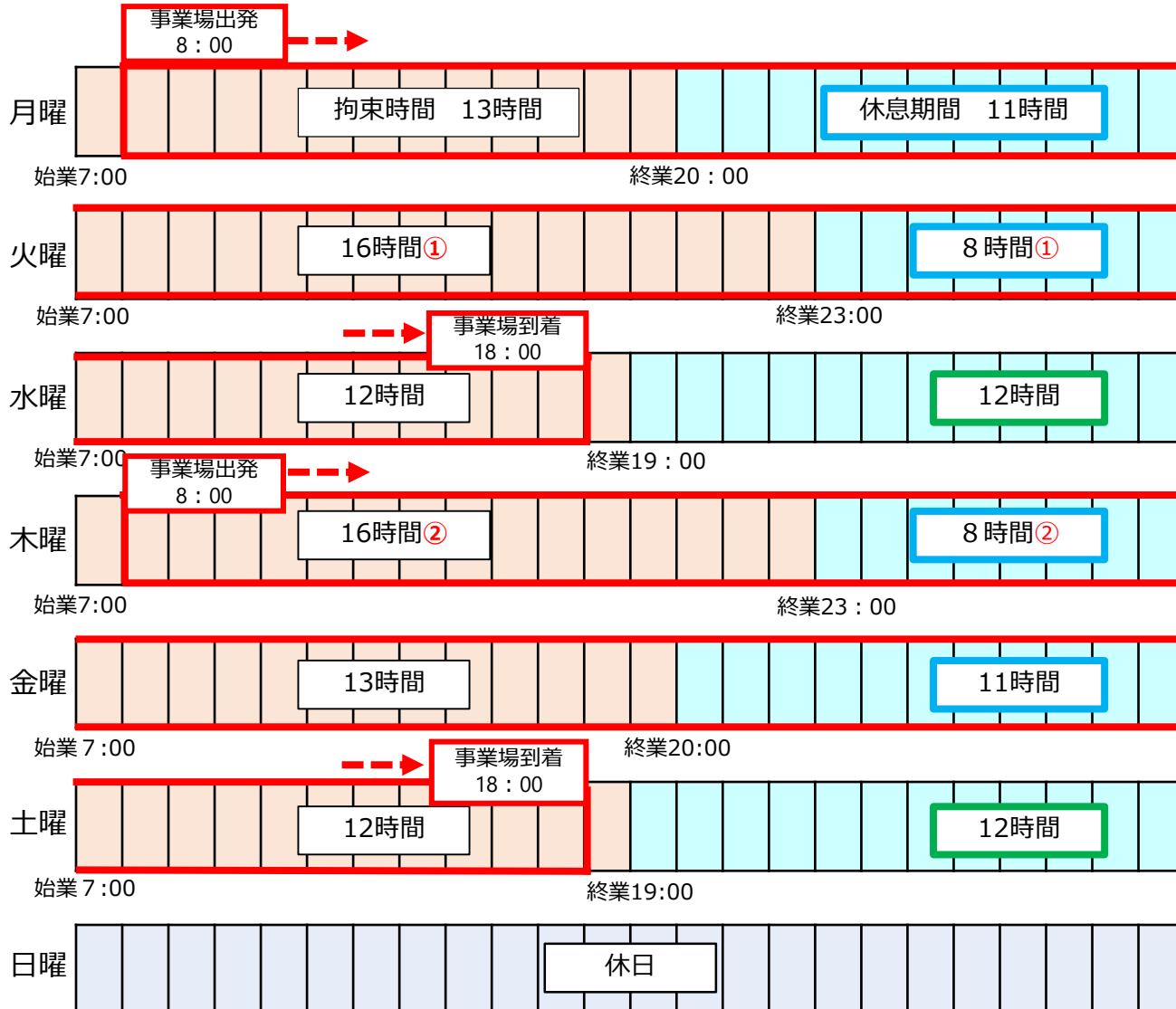
【例】1日の拘束時間・休息期間の原則（見直し後）



見直しの内容（1日の拘束時間・休息期間の例外）

【例】1日の拘束時間・休息期間の例外（見直し後）

1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、当該1週間について2回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続8時間以上。



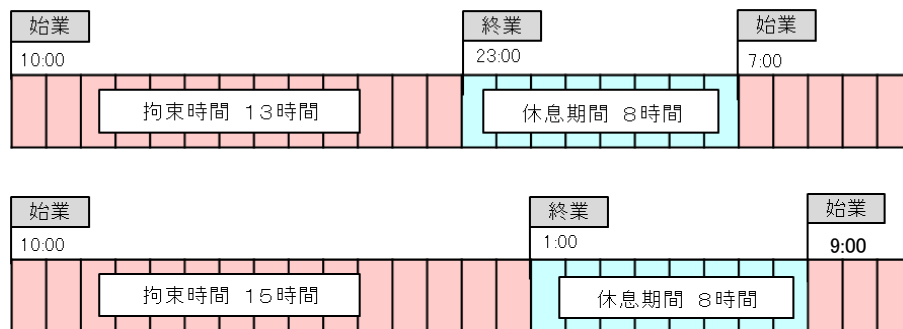
- 1週間における運行 がすべて長距離貨物運送（走行距離450km以上）
- 一の運行中における休息期間 が、住所地以外の場所
- 一の運行終了後の休息期間 は継続12時間以上

見直しの内容（休息期間の考え方）

改正前

○継続 8 時間以上の休息期間

【例】

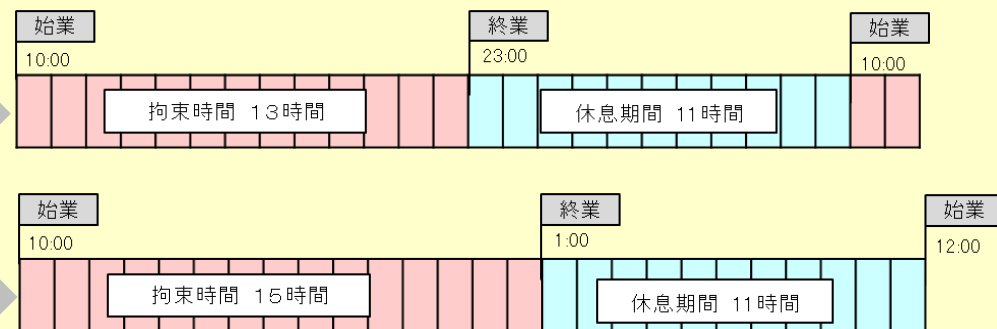


見直し後

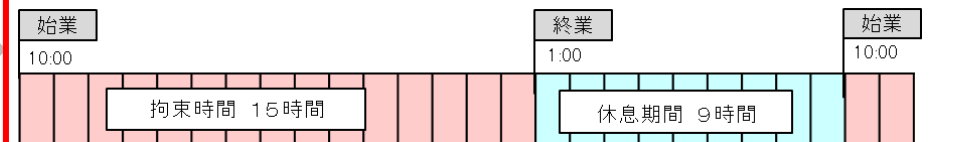
○継続11時間以上の休息期間を
与えるよう努めることを **基本**

○継続 9 時間を下回らない

基本



※上記のような勤務
になるよう自主的
改善の努力が必要



※「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。

運転時間、連続運転時間

現行

《運転時間》

- ▶ 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

《連続運転時間》

- ▶ 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

見直し後

《運転時間》

- ▶ 現行どおり

《連続運転時間》

【原則】

- ▶ 連続運転時間(1回が概ね連続10分以上(※)で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。)は、4時間を超えないものとする。当該運転の中断は、原則休憩とする。

(※) 通達において、「概ね連続10分以上」とは、

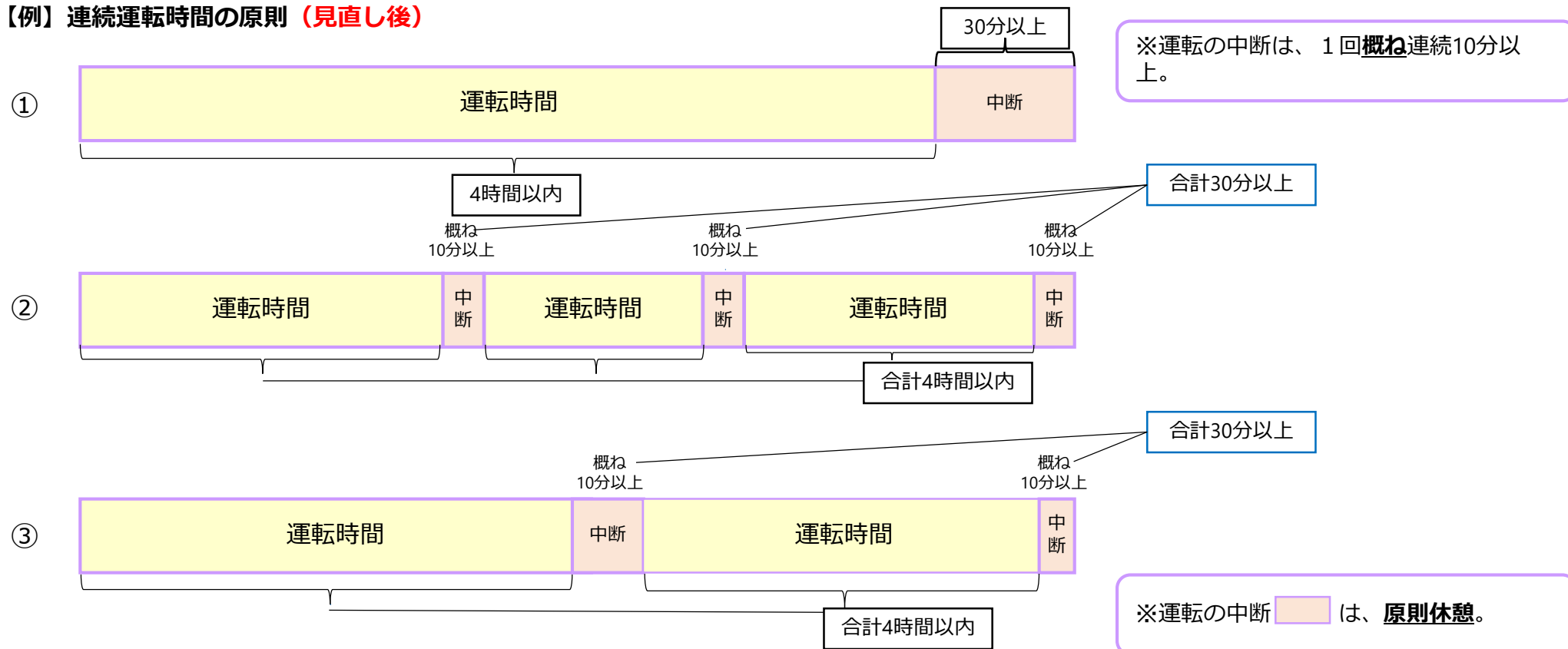
例えば、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと等
を示すこととする。

【例外】

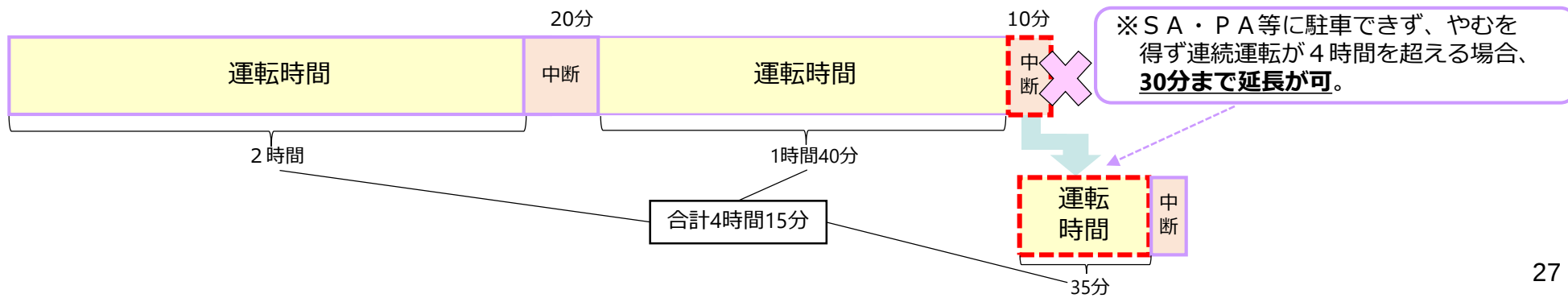
- ▶ ただし、サービスエリア、パーキングエリア等に
駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続
運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延
長することができるものとする。

見直しの内容（連続運転時間）

【例】連続運転時間の原則（見直し後）



【例】連続運転時間の例外（見直し後）



例外的な取扱い

新設

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。
- ▶ 勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。
（※）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

予期し得ない事象の考え方について（トラック）

- 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。

（※）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

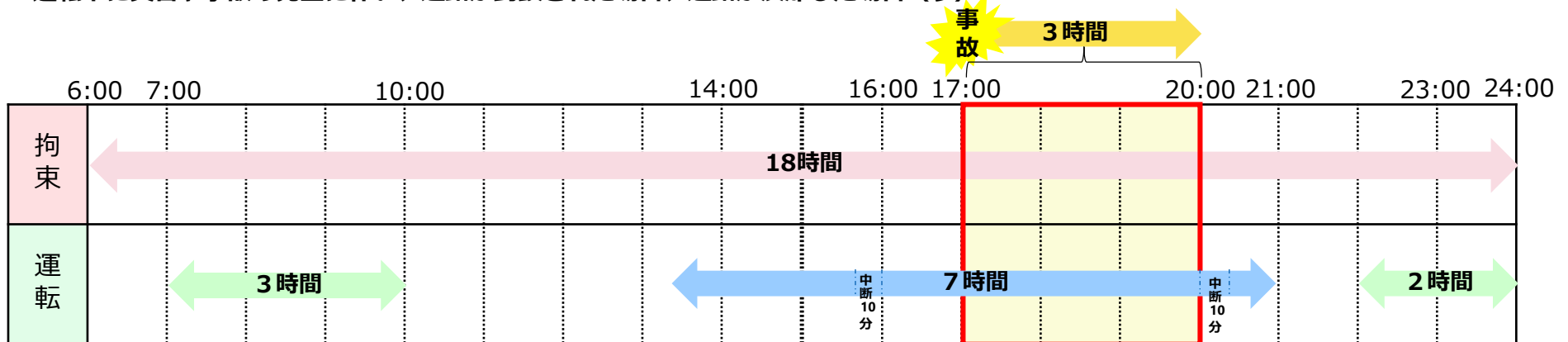
ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合

イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合

ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合

エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合（ウ） 道路封鎖、渋滞への対応に要した時間



- 拘束時間 18時間 ⇒ 18時間 - 3時間 = 15時間（1日の拘束時間の基準を満たす）
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間－休憩時間）
- 運転時間 12時間 ⇒ 12時間 - 3時間 = 9時間（前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす）
- 連続運転時間 7時間 ⇒ 7時間 - 3時間 = 4時間（連続運転時間（4時間以下）の基準を満たす）

考え方

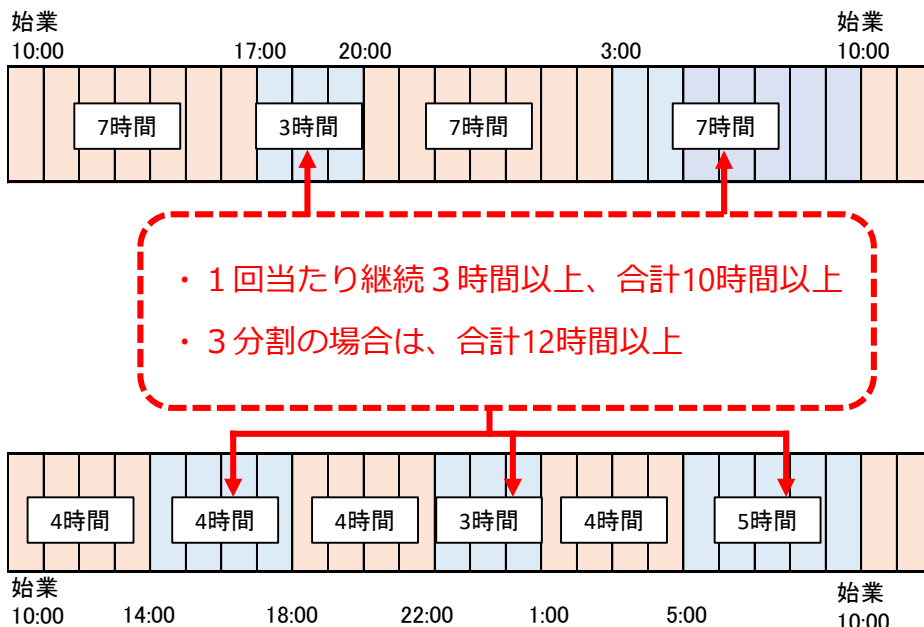
- 予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与える必要がある。

特例①（分割休息）

現行

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ 一定期間は、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむを得ない場合であっても2か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるものとする。

【例】（見直し後）



見直し後

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（※）の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- （※）長距離貨物運送に従事する自動車運転者であって、1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は継続8時間以上
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ なお、一定期間は、1か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるが、3分割された休息期間は1日において合計12時間以上でなければならないものとする。
- ▶ この場合において、休息期間が3分割される日が連続しないよう努めるものとする。

特例②（２人乗務）

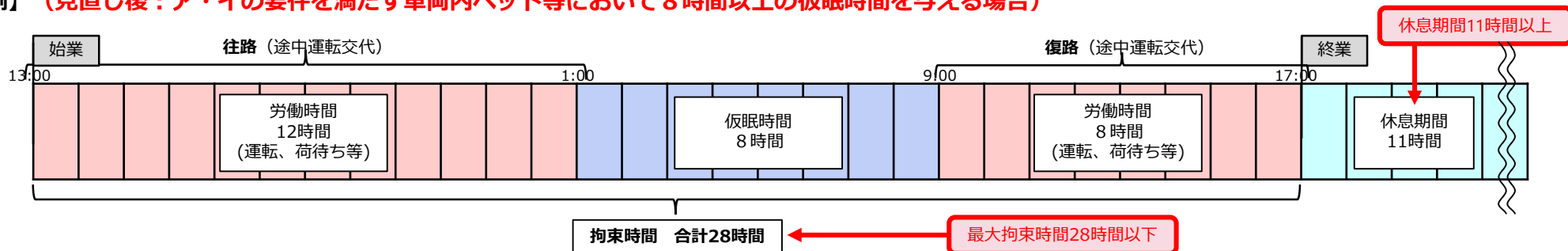
現行

- ▶ 自動車運転者が同時に１台の自動車に２人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、最大拘束時間を２０時間まで延長することができる。また、休息期間は４時間まで短縮することができる。

見直し後

- ▶ 現行どおり
- ▶ ただし、当該設備が次のいずれにも該当する車両内ベッド又はこれに準ずるもの（以下「車両内ベッド等」という。）であるときは、拘束時間を２４時間まで延長することができる。
また、当該車両内ベッド等において８時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を２８時間まで延長することができる。
この場合において、一の運行終了後、継続１１時間以上の休息期間を与えるものとする。
ア 車両内ベッドは、長さ１９８cm以上、かつ、幅８０cm以上の連続した平面であること。
イ 車両内ベッドは、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。

【例】（見直し後：ア・イの要件を満たす車両内ベッド等において８時間以上の仮眠時間を与える場合）



特例③（隔日勤務、フェリー）

現行

【隔日勤務の特例】

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、2 1 時間を超えてはならないものとする。
- ▶ ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について 3 回を限度に、この 2 暦日における拘束時間を 2 4 時間まで延長することができるものとする。この場合においても、2 週間における総拘束時間は 1 2 6 時間（2 1 時間× 6 勤務）を超えることができないものとする。
- ▶ 勤務終了後、継続 2 0 時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

【フェリー特例】

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。
- ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。

ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならないものとする（※1）。

（※1） 2 人乗務の場合を除く

なお、フェリー乗船時間が 8 時間（※2）を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。

（※2） 2 人乗務の場合には 4 時間、隔日勤務の場合には 20 時間

見直し後

【隔日勤務の特例】

- ▶ 現行どおり

【フェリー特例】

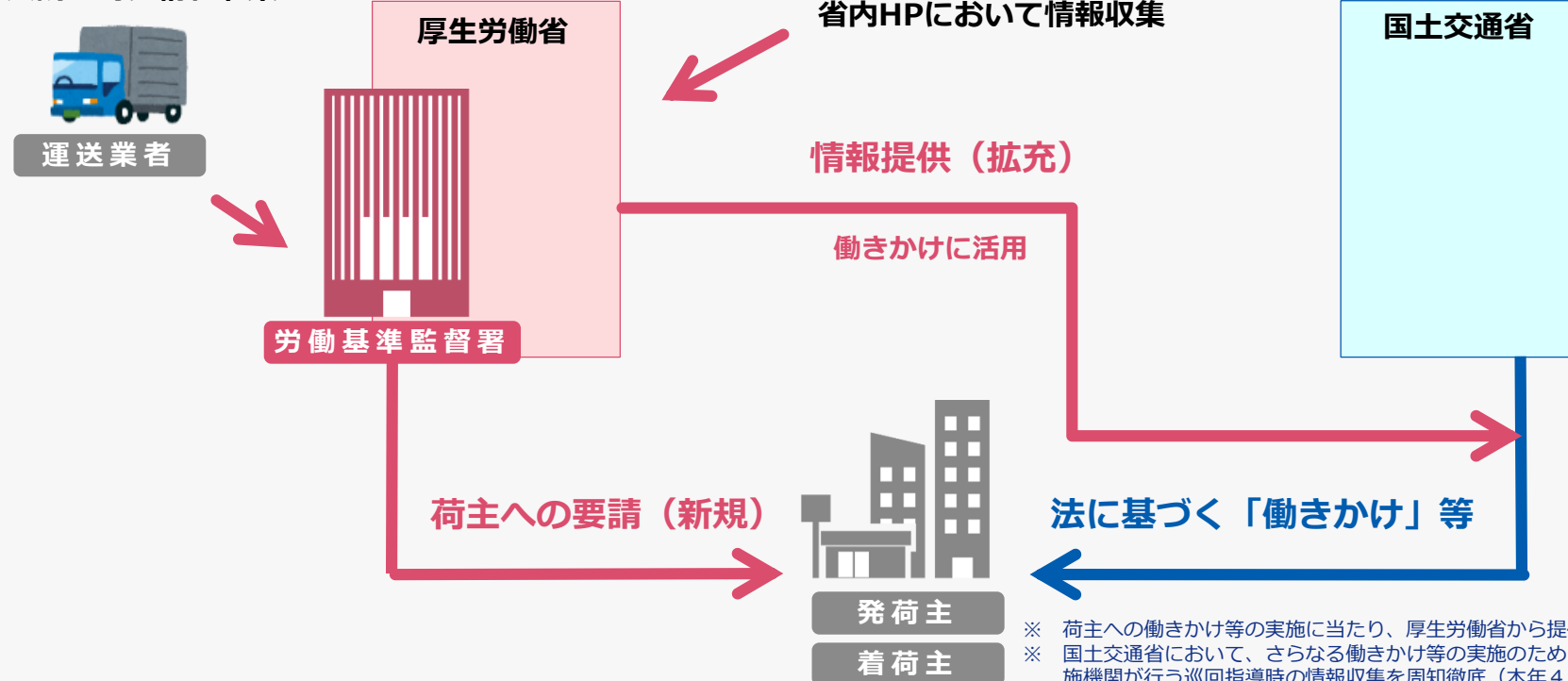
- ▶ 現行どおり

労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

立入調査時に情報収集



※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底（本年4月措置済）

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の検討状況について
- 4 . 改正の内容について
- 5 . 3 6 協定について

3 6 協定とは？

労働時間・休日に関する原則

労働時間・・・ 1日 **8時間**
1週間 **40時間**
休日・・・ **週1日**又は**4週4日**

原則

これを超えて労働させると

時間外労働・休日労働

となり、割増賃金の支払いが必要になる

原則時間を超えて労働させるためには時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）を締結し、所轄労働基準監督署長へ届出を行わなければならない

内容

- ・ 時間外労働を行わせる必要のある具体的事由
- ・ 業務の種類（対象者）
- ・ 1日、1か月、1年の延長時間（残業させることができる時間の上限）



時間外労働の限度

現在

	1 か月	1 年
原則	—	—
上限	—	—

(上限なし)



令和 6 年 4 月 1 日～

	1 か月	1 年
原則	4 5 時間 [※]	3 6 0 時間 [※]
上限	—	9 6 0 時間

※ 1 年単位の変形制を採用している場合
1 か月：4 2 時間 1 年：3 2 0 時間

法改正に伴い、3 6 協定の書式が改正されます

時間外労働の時間を原則の範囲内とする場合

年 3 6 0 時間まで



様式 9 号の 3 の 4 を作成

時間外労働の時間を原則を超えて上限までとする場合

特別条項

年 9 6 0 時間まで



様式 9 号の 3 の 5 を作成

注：2 枚組です

お届けいただく協定届は？

特別条項なし

特別条項あり

現在

協定届 { 様式第9号
(事務員、荷役作業員等)
+ 様式第9号の4
(自動車運転手)
協定書 (写)

協定届 { 様式第9号の2
(事務員、荷役作業員等)
+ 様式第9号の4
(自動車運転手)
協定書 (写)

令和6年
4月1日～

協定届 様式第9号の3の4
(自動車運転手、
+ 事務員、荷役作業員等)
協定書 (写)

協定届 様式第9号の3の5
(自動車運転手、
+ 事務員、荷役作業員等)
協定書 (写)

3 6 協定の書式

「厚生労働省

主要様式ダウンロードコーナー」

で検索



厚生労働省 主要様式ダウンロードコーナー × 🔍 検索

ウェブ 画像 動画 知恵袋 地図 リアルタイム ニュース 一覧 ツール

約77,800件 1ページ目

<https://www.mhlw.go.jp> > ... > 雇用・労働 > 労働基準 ▼
主要様式ダウンロードコーナー（労働基準） - 厚生労働省
主要様式ダウンロードコーナー（労働基準）・労働基準法等関係主要様式・安全衛生関係主要様式・労災保険給付関係主要様式・労働保険適用・徴収関係主要様式・政策について。

<https://www.mhlw.go.jp> > ... > 雇用・労働 > 労働基準 ▼
主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法等関係主要様式）
雇用・労働主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法等関係主要様式）・労働基準監督署に申請または届出する場合に使う様式・必要に応じて事業場で使用してください。

<https://www.mhlw.go.jp> > ... > 労働基準 > 労災補償 ▼
主要様式ダウンロードコーナー（労災保険給付関係主要様式）
雇用・労働主要様式ダウンロードコーナー（労災保険給付関係主要様式）・療養（補償）等 ...
携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp> > stf > roudoukijun > roudouhoken ▼
主要様式ダウンロードコーナー（労働保険適用・徴収関係主...
雇用・労働主要様式ダウンロードコーナー（労働保険適用・徴収関係主要様式）・白紙様式 ...
携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp> > ... > 労働基準 > 安全・衛生 ▼
主要様式ダウンロードコーナー（安全衛生関係 ... - 厚生労働省
雇用・労働主要様式ダウンロードコーナー（安全衛生関係主要様式）・主な手続き; 規則の名称から手続きを探す; 電子申請. 主な ...

001080057.docx

様式第9号の3の4 (第70条) 時間外労働 休日労働 (に関する協定書)

労働保険番号 法人番号

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間
		(電話番号: - -)	

延長することができる時間数

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定労働時間 (1日) (任意)	1日						1か月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
					法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	起算日 (年月日)		
① 下記②に該当しない労働者														
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者														

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1か月について100時間未満でなければならず、かつ2か月から6か月までを平均して80時間を超過しないこと (自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること、

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号の3の4 (第70条関係) (表面)

(記載心得)

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するにあつては、業務の区分を細分化することにより出

勤者をいうこと。

9 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結する者を選出することを明らかにして

ずれて表示されます...



クリップボード

MS 明朝

8

A

Aa

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

フォント

段落

秘密度

スタイル

検索

置換

選択

編集

あア亜

あア亜

あア亜

あア亜

あア亜

見出し 1

標準

行間詰め

見出し 2

表題

様式第 9 号の 3 の 4 (第 70 条関係)

事業の種類

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号

法人番号

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

(電話番号: - -)

延長することができる時間数

時間外労働

① 下記②に該当しない労働者

② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者

時間外労働をさせる
必要のある具体的事由

業務の種類

労働者数
(満 15 歳以上の者)

所定労働時間
(1 日)

1 日

1 箇月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)

1 年 (①については 360 時間まで、②については 320 時間まで)

法定労働時間を
超える時間数

法定労働時間を
超える時間数

法定労働時間を
超える時間数

休日労働

休日労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類

労働者数
(満 15 歳以上の者)

所定休日
(1 日)

労働させることができる
法定休日の日数

労働させることができる法定
休日における延長及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと (自動車の運転業務に従事する労働者は除く。)

☐ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること

☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと

☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 氏名

労働基準監督署長殿

3 6 協定の書式（特別条項）

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号
法人番号

事業の名称
事業の所在地（電話番号）
協定の有効期間

（電話番号）
延長することができる時間数

1日
1ヶ月（①については48時間まで、②については42時間まで）
1年（①については360時間まで、②については320時間まで）

労働者数（18歳以上の者）
所定労働時間（1日）
法定労働時間を超える時間数（任意）

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

① 下記に該当しない労働者

② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者

休日労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類

労働者数（18歳以上の者）

所定労働時間（1日）

法定労働時間を超える時間数（任意）

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、業務に従事する労働者は除く。

1枚目

時間外労働に関する協定届（特別条項）

労働保険番号
法人番号

事業の名称
事業の所在地（電話番号）
協定の有効期間

（電話番号）
延長することができる時間数

1日
1ヶ月（①については48時間まで、②については42時間まで）
1年（①については360時間まで、②については320時間まで）

労働者数（18歳以上の者）
所定労働時間（1日）
法定労働時間を超える時間数（任意）

① 下記に該当しない労働者

② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者

休日労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類

労働者数（18歳以上の者）

所定労働時間（1日）

法定労働時間を超える時間数（任意）

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、業務に従事する労働者は除く。

① 自動車の運転の業務に従事する労働者

② 自動車の運転の業務に従事する労働者

臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合

業務の種類

労働者数（18歳以上の者）

所定労働時間（1日）

法定労働時間を超える時間数（任意）

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く）。

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと

労働基準監督署長殿

使用者 氏名

2枚目

3 6 協定の記入例（限度時間を超えない場合）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号

法人番号

様式第9号の3の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間					
一般貨物自動車運送業（トラック）		〇〇運輸株式会社 〇〇支店		(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		〇〇〇〇年4月1日 から 1年間					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日					
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
						1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)					
						1年(①については360時間まで、②については320時間まで)					
						起算(年月日) 〇〇〇〇年4月1日					
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
年単位の変形労働時間制より労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間	
	一時的な道路事情の変化等に対処するため	運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間	
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間	
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間	
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	監理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	
	月末の決算業務										
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻				
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	毎週2回		法定休日のうち、 2週を通じて1回		9:00~23:00				
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	毎週2回		法定休日のうち、 4週を通じて2回		9:00~23:00				

で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転業務をする労働者は除く。）。

☒ （チェックボックスに要チェック）

成立年月日 〇〇〇〇 年 3 月 12 日

当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
山田 花子

経理担当事務員

〔又は 〇〇運輸労働組合〕

当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒ （チェックボックスに要チェック）

労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☒ （チェックボックスに要チェック）

〇〇〇〇 年 3 月 15 日

労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

などの自動車運転
全ての産業に適用
されています。
とともに、改善基
盤にも活用されま

3 6 協定の記入例（特別条項を付ける場合）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

2枚目

様式第9号の3の5(第70条関係)

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (第18条 以上)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)				
			法定労働時間を超えて労働させることができる時間数	所定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	法定労働時間を超えて労働させることができる回数 (①については1回以内、②については任意。)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	所定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	66時間	36%	450時間	670時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)※2 ①、⑤、⑩ (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促した取得の促進、職場での短時対策会議の開催										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算して1箇月について100時間未満でなければならないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)		又は、1箇月について100時間未満でなければならないこと、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)										

3 6 協定裏面の説明書きに
書かれた10項目から選択

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、筆手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

労働基準監督署長殿

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③就業から始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別の休日の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

協定書の記載例（改善基準のポイントより）

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇(〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働を させる必要がある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に 該当しない 労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
② 1年単位の 変形労働時間制に より労働する 労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

(参考) 1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例) (トラック運転者)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295時間	284時間	245時間	267時間	300時間	260時間	250時間	295時間	310時間	300時間	284時間	310時間	3,400時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

参考資料

自動車運転者の 長時間労働改善に 向けたポータルサイト



簡単自己診断

- ① 荷主の皆さま向け
- ② 事業者の皆さま向け



情報いろいろ宝箱

- ① 荷主の皆さまへ
- ② 事業者の皆さまへ

① **トラック運送事業者の皆さまへ**



② **発着荷主の皆さまへ**

**トラック運転者の長時間労働改善
特別相談センター**

2022年8月1日から、相談受付開始！

「ドライバーの時間外労働の上限規制、
何から手を付けたらいいの？」

「荷主が取り組むべきことは？」

**例えばこんなとき、
こんな困りごとなど、
ご相談ください！！**

「ドライバーの運転時間に
限度があったの？」

「荷待ち時間の削減を
どう進めればいいの？」

自動車運転者の
長時間労働改善に
向けたポータルサイト

トラック運転者

バス運転者

ハイヤー・タクシー運転者



いま、考えてみませんか？

**物流を支える
トラック運転者**

のこと。

トラック運転者トップページ

改善基準告示

トラック運転者の改善基準告示

- ① 改善基準告示とは？
- ② 改善基準告示改正のポイント
- ③ 改善基準告示関係資料（令和4年度改正）
- ④ 改善基準告示のQ&A

トラック運転者の改善事例

- ① 改善事例はこちらから

企業の皆さまへ



簡単自己診断

- ① 荷主の皆さま向け
- ② 事業者の皆さま向け



情報いろいろ宝箱

- ① 荷主の皆さまへ
- ② 事業者の皆さまへ



改善ハンドブック

- ① 改善ハンドブック(PDF)

① **トラック運送事業者の皆さまへ**



② **発着荷主の皆さまへ**

**トラック運転者の長時間労働改善
特別相談センター**

「ドライバーの時間外労働の上限規制、
何から手を付けたらいいの？」

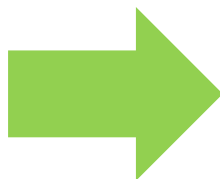
「荷主が取り組むべきことは？」

**例えばこんなとき、
こんな困りごとなど、
ご相談ください！！**

改善ハンドブック



改善ハンドブック(PDF)



03 長時間労働改善のための取組事例

2 時間外労働の削減のための改善事例

◆ B運送株式会社：香川県

休息期間の確保の問題

長距離輸送の場合、土曜日の積込み、月曜日に現地着となるため、出発は日曜日になることが一般的な運行状況で、休息期間の確保が十分でない状況がありました。また、会社で出勤時間を規定しても、顧客の都合でどうしても早朝に出動しなければならない事情が多く、運転者の拘束時間が長くなる問題がありました。

5 ITの活用による改善事例

◆ 新雪運輸株式会社：埼玉県

運行情報を可視化し、荷待ち時間を短縮！

当社では過去、運転者の時間外労働が長時間化する傾向があり、業界的にも過労が原因とされる交通事故が多発していた。そこで、「業務の可視化」による取組を始め、ドライブレコーダー機能と、デジタルタコグラフ機能が一体となった運行データ機器を全車に設置。「この機器では、運転中の映像が記録され、車両速度、走行時間、走行距離等が自動で記録されるため、その情報を分析しました」とシステム担当の岡安さん。

可視化した結果、長時間労働の原因の一つは荷物の積み下ろしが終了するまでの運転者の待機時間、荷待ち等による停車時間が長いことが分かった。これを改善するには荷主側の協力が不可欠なため、「運行記録情報等を直接見てもらい現状を説明した結果、荷主側から積極的な協力を得られ、荷待ち時間の短縮へつなげることができました」と人事の石田さんは説明してくれた。



デジタコ管理画面

運転手名	平均運行時間	停止割合	勤務日数
山田	9:30:49	49.2%	16
田中	10:43:48	55.6%	17
佐藤	5:27:37	45.7%	14
鈴木	9:34:33	26.5%	11
高橋	10:40:20	52.7%	17
渡辺	10:05:50	53.9%	16
小林	11:32:44	49.2%	15
伊藤	9:23:21	42.8%	17

荷主への説明資料

トラック運転者の長時間労働改善に向けた

改善ハンドブック



働き方改革推進支援助成金（労働時間の削減等の取組みに対して）



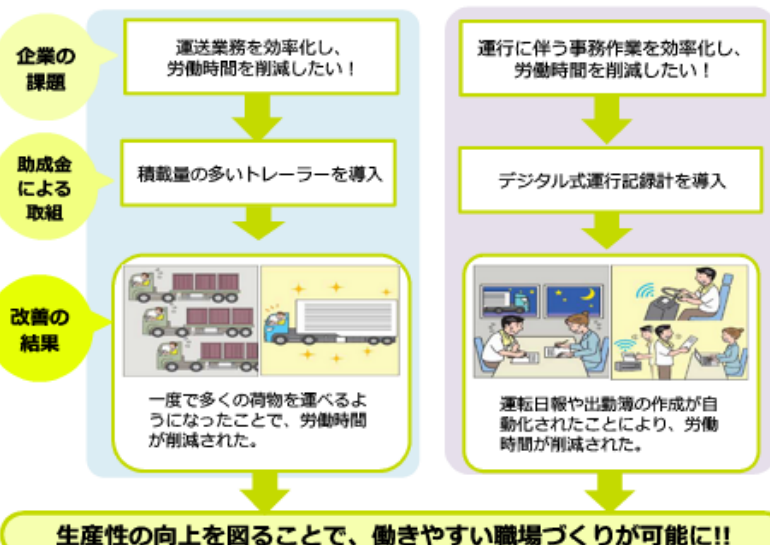
令和5年度「働き方改革推進支援助成金」

適用猶予業種等対応コース（運送業）のご案内



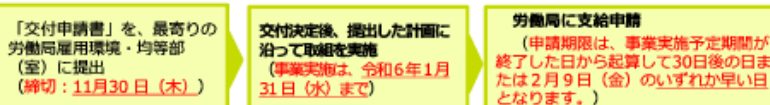
令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（運送業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、36協定を締結していること。
- 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2)

など(※3)

(※1) 中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

・資本または出資額が3億円以下

・常時使用する労働者が300人以下

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

(※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- 労務管理担当者に対する研修(※4)
- 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定の作成・変更
- 人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※5)

(※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を削減させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。
(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。
【助成額最大880万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	Ⅰ 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※6) (※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で③から⑤を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【1. 上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施前の指定時間数	事業実施後の指定時間数	
	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業主	現在有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業主
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額

(新規導入に該当するものがある場合)

休息時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	150万円

(適用範囲の拡大・時間延長のみの場合)

休息時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	50万円
11時間以上	75万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場を導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

3. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

(2023.4)

福岡労働局の取り組み

令和5年度 個別訪問・助言・相談のご案内（無料）

労働時間管理適正化指導員制度

福岡労働局では「労働時間管理適正化指導員制度」を設け、指導員が各事業場を個別に訪問し、労働基準関係法令の説明を行っています。本制度は、各事業場の適正な労務管理の確保等を支援する制度であり、労働基準監督署が行う監督指導とは異なりますので、積極的にご活用ください。

- ☐ 「働き方改革」って最近よく耳にするけど、うちにも関係あるの？
- ☐ 時間外労働の上限規制って？
- ☐ 労働時間の管理の方法は？
- ☐ 運転手の「拘束時間」、「休息期間」、「連続運転時間」って？
- ☐ 改善基準告示がどのように改正された？
- ☐ ストレスチェックって？
- ☐ 従業員に対する「安全配慮義務」「健康配慮義務」って何？
- ☐ 残業手当の計算方法はこれでいいのかな？

例えば
こんな時



個別訪問申込書

事業場名			電話番号 ()
所在地			
ご担当職氏名			
事業の概要	労働者数	名（うち運転者 名）	
	保有車両台数	台	
訪問希望日	月（上旬頃・中旬頃・下旬頃） 日時は、おってご連絡の上、調整させていただきます。		
その他 ご希望事項			

お申込先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
福岡労働局労働基準部監督課 TEL 092-4111-4862
(担当) 久保山 kuboyama-shuuichi.al3@mhlw.go.jp
樋口 higuchi-takuji.yv6@mhlw.go.jp

厚生労働省

福岡労働局

指導員が各事業場を個別に訪問し、労働基準関係法令の説明等を行う取り組みを行っています。

- ・ 労働時間の管理の方法は？
- ・ 「安全配慮義務」「健康配慮義務」って何？
- ・ ストレスチェックって何？
- ・ 残業手当の計算方法はあってる？

この制度は適正な労務管理の確保等を支援する制度であり、監督署が行う監督指導とは異なります。

安全担当部署より

ひと、くらし、みらいのために

安全担当部署より

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆さま

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。

具体的な実施事項等は、**裏面のチェックリスト**で確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



ガイドラインのポイント

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



ガイドラインのポイント

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）、死亡災害報告

7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したもの
※内訳は作業内容（令和2年）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

荷役作業の安全対策チェックリスト

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- ☐ 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- ☐ 十分な明るさで作業している
- ☐ 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- ☐ 荷や資機材の整理整頓をしている
- ☐ 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- ☐ 墜落や転落を防ぐ対策をしている
（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
- ☐ つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
- ☐ 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- ☐ 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- ☐ 荷役作業の書面契約をしている
- ☐ 配達先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- ☐ 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

交通労働災害防止対策チェックリスト

（「交通労働災害防止のためのガイドライン」より）

荷主、元請事業者等による配慮

- ☐ 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- ☐ 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- ☐ 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- ☐ 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

安全衛生規則の改正について

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

昇降設備の設置と保護帽の着用は最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としていましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車についても必要となります。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生にかかる特別の教育を行うことが必要になります。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逃走防止措置は引き続き必要です。

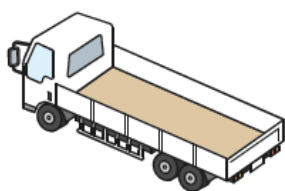


昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

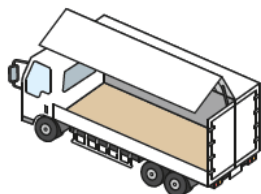
令和5年10月1日から

貨物自動車に荷を積み・卸す作業（ロープやシートを掛ける作業を含む）

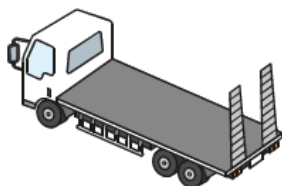
- ①貨物自動車の床面と荷台との間、床面と荷台上の荷の上面との間に昇降設備を設けなければならない
- ②作業を行う労働者に保護帽を着用させなければならない ※ あおりの無い荷台を有するもの、平ボディ車、ウイング車



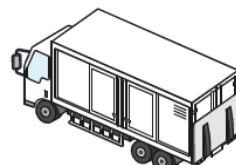
平ボディ車



ウイング車



建機運搬車



バン
(テールゲートリフターが設置されているもの)



現 行

最大積載量

5トン以上

の貨物自動車



改正後

最大積載量

2トン以上

の貨物自動車

テールゲートリフターを使用する労働者は特別教育が必要に

令和6年2月1日から

テールゲートリフターの操作

テールゲートリフター

➡ 貨物自動車の荷台の後部に設置された動力より駆動されるリフト

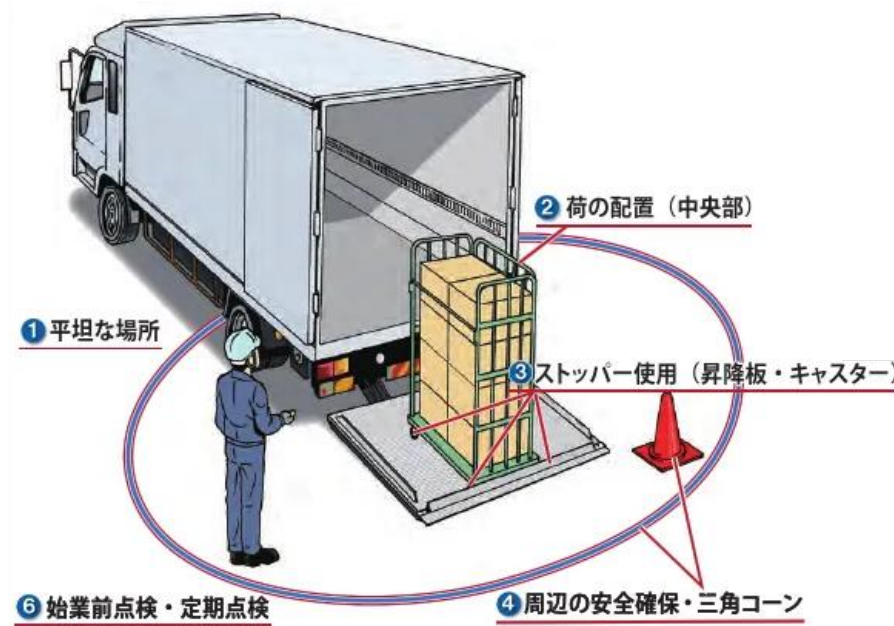
特別教育の内容

学科教育

- ①テールゲートリフターに関する知識
(1.5時間)
- ②テールゲートリフターの作業に関する知識
(2時間)
- ③関係法令(0.5時間)

実技教育

テールゲートリフターの操作の方法
(2時間)



特別教育用テキスト・・・陸災防（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）より販売

特別教育実施期間・・・複数の機関で実施中